

いじめを なくすために

いじめの問題に関する基本的認識

- 1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと
- 2 いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- 3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- 4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日文部科学省通知)より

徳島県教育委員会
いじめ問題対策プロジェクトチーム

いじめが教師や保護者から見えにくいのは、いじめられている子が、親に心配をかけたくないと考えたり、いじめを告白したために、よけいにひどくなると考えたりするため、事実を訴えることが少ないからです。しかし、いじめられている子どもたちの言動には、変化が現れます。学校や家庭で子どもの状態をよく観察していれば、いじめられている子どもの兆候を見つけることが可能です。

先生方や保護者にいじめを早期に発見してもらうためのチェックポイントの参考例を示しました。子どもの実態や学校の実情に合わせて活用してください。

子どもの気になる言動はありませんか？

いじめ発見のチェックポイント（保護者用）

いじめを早期に発見するために最も大切なことは、子どもをしっかり見ることです。
子どもの様子や持ち物などのちょっとした変化を見逃さないでください。

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりする
- ☐ 所持品（学用品、体操服、靴など）が紛失したり、壊れていたりする
- ☐ 教科書や筆箱などに落書きをされている
- ☐ 余分なお金を欲しがったり、持ち出したりする
- ☐ 友人からの電話で、急な外出が増える
- ☐ 身体にあざや傷が見られる
- ☐ 食欲がなく、体重が減少する
- ☐ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる
- ☐ 家族に八つ当たりをしたり、反抗したりする
- ☐ 学校であったことなどを話したがない
- ☐ 親から視線をそらしたり、自分の部屋に閉じこもったりする
- ☐ 成績やテストの結果が悪くなる
- ☐ 部活動などを休むことが増え、急にやめると言い出す
- ☐ 遠足などの学校行事に参加したがない
- ☐ 学校を休みたがる
- ☐ 登校時になると、身体の不調を訴える
- ☐ 学校を変わりたいとか、やめたいと言い出す

○気になることがあれば、担任の先生に相談してください。

○スクールカウンセラーや児童相談所にも相談できます。

クラスにこのような児童生徒はいませんか？

いじめ発見のチェックポイント（教師用）

朝の会・帰りの会 （ホームルーム）	☐ 遅刻・欠席・早退が増えてきている ☐ 表情がさえずうつむきかげんでいることが多い ☐ 顔色・活気など普段と様子が異なる
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る ☐ 泣いたり、べそをかいたりしている ☐ 机の上や中が汚されている ☐ 机、いすが乱雑にされている ☐ 周囲が何となくざわついている ☐ 席が替わっている
授業中	☐ 保健室によく行こうとする ☐ グループ分けやグループ活動で孤立しがちである ☐ 配布物がきちんと配られない ☐ 発言すると周りから笑われたり冷やかされたりする ☐ 冷たい視線が注がれている
休み時間	☐ 職員室や保健室にたびたび来る ☐ 先生の近くに居ることが多い ☐ 孤立しがちである ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされている ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出てこない
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる ☐ 食べ物にいたずらをされる ☐ 好きなものを級友にゆずる ☐ グループから外れて一人で食べている ☐ 友達のジュース等を買に行かされる
清掃時	☐ 全員で分担して清掃できていない ☐ 最後まで作業を一人でやらされている
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る ☐ 先生に何か言いたそうにしている ☐ 友達の荷物を持たされて帰る ☐ 部活動で、一人で片付けなどをやらされている ☐ 部活動を休みがちである
その他	☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある ☐ 顔などに理由のはっきりしない打撲傷がある ☐ 腹痛や頭痛等をたびたび訴える ☐ 成績やテストの結果が悪くなる ☐ 提出物を出さなくなり、忘れ物も多くなる ☐ 日記、作文、絵画などに気になる表現や描写がある ☐ 刃物など危険なものを持つ ☐ 持ち物に落書きをされたり、隠されたりする ☐ 教室の壁や掲示物に落書きされる ☐ 悪口を言われても愛想笑いをする ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられている ☐ 集団行動を嫌がる

○サインが見えたら、管理職等に相談し、早期に適切な対応をしましょう。

具体的事例とその指導について

～予防や解決への手がかりのために事例研究を～

(1) 言葉によるいじめから暴力によるいじめへと変化した事例

Aが、仲間と一緒に学級で孤立しがちなBに対して「汚い」「くさい」などの言葉によるいじめをするようになった。ある日、AがBに「そばに来るな。」と言いながら、足を強く蹴り、Bはけがをした。Bの母親から最近よくけがをしてきたり、あざがでたりしているが、いじめられていないだろうかという問い合わせが、担任へ入った。

対応と指導

担任は、いじめたAとその仲間から、いじめについて話を聞き、事実を把握した。そして、Bのつらい思いや状況をAや仲間に伝え、反省を促すとともに、そのような行為はAたち自身にとってもよくないことに気付かせた。そして、謝罪するよう促した。

学級全体へいじめの調査を行うとともに、道徳の時間にいじめに関する資料を取り上げ、いじめられる側の心情に視点を当てた授業を行った。また、Aが、勉強への劣等感をもっていたので、それを解消するため、放課後や夏休みに個別指導を行った。担任との勉強で、担任への信頼感を深め、学習意欲も見せるようになった。Aのよさを認め、よさを引き出そうとする取組や、それにとまなうAの変容を保護者に伝えた。保護者と連絡を取り合い、協力して指導を進めるうちにAのいじめの言動も影をひそめ、授業にも積極的に取り組むようになってきた。

指導のポイント

- いじめた児童生徒といじめられた児童生徒の話を十分聞いていますか。
- 家庭訪問をし、保護者の理解や協力を得ていますか。
- 定期的に児童生徒の生活をチェックしていますか。
- 児童生徒の良い面を認め、ほめていますか。

(2) いじめが解消されたと思っていた生徒が再びいじめられたという事例

Cは、小学校の頃から仲間はすれにされたり、悪口を言われてきた。中学入学後も、Dを中心に悪口を言われたり、ノートや持ち物を隠されたりしてきた。Dたちは、担任に注意されたときはやめるが、しばらくすると、再び、Cに嫌がらせを続けるということを繰り返していた。全体指導もし、しばらく訴えがなかったため、Cに対するいじめは解消されたと思っていた。しかし、再びCから「いじめられる」という訴えがあった。

対応と指導

Cが、Dを中心としたグループにいじめられていたと、小学校から申し送りがあった。そのことを受け、新入生のクラス編成を行ったが、Cへのいじめの背景は根深いものがあり、中学校になってもいじめは続いていた。

いじめ発見時に、それぞれの担任が、学級の生徒にいじめ問題の解消に向けた姿勢をはっきりと示すことなく、Dたちへの表面的な注意になり、各クラスの生徒への指導も具体的でなかった。また、Cからの訴えがなかったため、いじめが解消したと判断し、継続した関わりをもたなかった。

指導のポイント

- いじめの動機やその背景に目を向けた指導を行っていますか。
- 教職員が連携して指導ができていますか。
- いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒の行動や心情を継続して見守っていますか。
- 保護者に指導や援助の経過を報告していますか。

(3) 携帯電話によるいじめの事例

Eは、おとなしく真面目であるが、クラス内での友人は少ない。優柔不断で、八つ当たりされたり、からかわれたりしやすい要素はあったが、同級生の数人からのいたずら電話やメールでのいじめが顕在化してきた。いたずら電話等による精神的な苦痛から腹痛を訴えるなど体調を崩し、遅刻、欠席をするようになった。

対応と指導

担任の家庭訪問等により、嫌がらせの状況が明らかになった。クラス全体に状況を説明し、Eの立場への理解を求めるとともに、電話などの嫌がらせは、卑劣な人権侵害であり、絶対に許されない行為だということを指導した。また、個別に面談を実施し、生徒の目から見たクラスの状況の把握に努めた。

最初は、あからさまな嫌がらせではないものが、だんだんとエスカレートしていったものと思われる。学級集団に人権侵害を容認する状況があったため、被害者、加害者、同調者、傍観者といういじめの構造ができてしまった。

指導のポイント

- 遅刻や欠席をした場合は、必ず保護者に確認していますか。
- 人権意識を高める指導が日ごろからできていますか。
- 不安や悩みの相談活動をしていますか。
- 携帯電話の使用マナーについての指導はできていますか。

いじめ問題に関する学

いじめを起こさないための日常の取組

- ・道徳や学級活動（ホームルーム活動）で、いじめ問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対許されない行為であると指導する。
- ・人間関係を身につけるスキルや社会性を養う体験的活動等を積極的に実施する。
- ・児童生徒が日常に何気なく使っている言葉や態度、遊び等に注意を払う。
- ・落書きや器物の破損は迅速に修復し、関係した児童生徒が特定できない場合でも全体指導（学年、学級）を行う。
- ・児童生徒自らがいじめ問題に取り組めるように児童会・生徒会への支援を行う。
- ・いじめ防止週間を設置し、意見発表会や作品展などの具体的行事を計画し、児童生徒や保護者がいじめ問題に高い関心を持つ機会を増やす。
- ・参観日や学校開放の日を活用し、保護者等に児童生徒の様子を知ってもらう。
- ・各種集会、学校通信、学級通信、PTA活動等のあらゆる機会を通じ、いじめ問題について知らせ、関心を持ってもらう。

いじめ問題への対応にあたっての視点

- 人権教育を基盤とした指導
 - ・仲間づくり
 - ・人権意識の高揚
- 学習活動等の充実
 - ・子どもにやる気を起こさせる授業実践
- 日常の児童生徒への指導の充実
 - ・児童生徒一人ひとりの理解
 - ・責任ある対応
 - ・子どもの居場所づくり
- 家庭や関係機関等との連携
 - ・保護者・地域との情報交換
 - ・警察、児童相談所等への相談

いじめ問題対策委員会と学校としての取組

いじめを起こさないための日常の取組

いじめの訴え、いじめ問題の情報

- 養護教諭やスクールカウンセラー
- 個別に話を聞き、複数の教員で対

管理職等への報告・連絡、

- いじめの判断は一人でない（生徒指導主事）
- 教職員の共通理解を図る ○情報の提供者

関係児童生徒か

- 児童生徒の話は共感的に

いじめ問題対策委員会に

- 職員会議等で教職員の共通
- 加害者、被害者に対する具
- 担任一人に任せることなく

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる

いじめられた児童生徒 保護者への援助

- 家庭訪問を原則として複数教員で行う
- 解決に向けて保護者と共に支援体制を作る
- カウンセリングを行うなど継続支援を行う
- 保護者からの訴えや相談には、気持ちにより添い、全力を挙げて取り組む

継続指導、指

い じ め

いじめ問題対策委員会

校の取組みの流れ(例)

委員会(仮称)の設置 組の策定

いじめを早期に発見するための取組

いじめと思われる状況の発見

等との連携
応する

事実確認等の対応の決定

主事、人権教育主事、学年主任等との連携)
に迷惑がかからないように配慮する

事実の確認

聞き、事実を的確につかむ

対応方針の決定

理解を図る
本格的な対応を検討する
役割分担を明確にする

関係機関との連携

- 教育委員会・警察・児童相談所
補導センター、専門医等と連携する
- ・情緒不安定
- ・恐喝、暴行等の犯罪行為

いじめた児童生徒 保護者への指導・対応

- 行った行為について十分に非を認めさせ、
謝罪方法などを一緒に考える
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景
について考える
- 家庭訪問を原則として複数教員で行い、指
導について説明し、理解を得る

指導の見直し

の 解 決

対応の見直し

いじめを早期に発見するための取組

- ・学校の実情に合わせた、いじめ発見のためのチェッ
クリスト等を作成し、いじめ調査を定期的実施する。
(例を参照)
- ・教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、
特別支援教育コーディネーターなどによる教育相談
体制の充実に努める。
- ・いじめやカウンセリングについての校内研修を計画
的に実施し、校外の研修にも積極的に参加する。
- ・児童生徒に絶えず声かけを行い、話をよく聞く。
- ・児童生徒が日常に使っている言葉や態度、遊び等に
注意を払う。
- ・教職員の情報交換を随時行う。
- ・児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたり
した場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡
を取る。
- ・保護者会、家庭訪問、面談や電話連絡等の機会を通じ、
児童生徒の家庭生活の様子を聞くとともに、保護者
にもいじめについて関心を持ってもらうよう努める。
- ・日記や生活記録等で、児童生徒の状況を知る。
- ・休み時間等に、児童生徒と積極的にかかわる。

発達障害といじめ

学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、
高機能自閉症などの発達障害のある子どもの中には、
中枢神経系の機能障害等が原因で、他の子どもが簡単
にできることでも、大変な努力を必要としたり、周囲
の状況を把握するのが難しく、場にそぐわない言動を
とったりすることがあります。そのことにより、他の
子どもから、からかいやいじめの対象になりやすいの
で、一人ひとりの子どもの状況をしっかり把握するこ
とが必要です。

関係機関等との連携

◎連携を深めるために



スクールカウンセラーから

いじめを受けて深く傷ついた子どもは、それがきっかけで心身の不調に陥ったり、不登校になったりすることがあるので、いじめの解消とともに十分な心のケアが必要です。いじめを行う子どもには、学校や家庭で強いストレスを感じていることや、感情抑制能力やコミュニケーション能力不足などの問題が考えられるので、その点についてのサポートも必要です。



警察から

いじめの行為が犯罪等に該当する場合は、法の手続きに従って、厳正に事案を処理し、再発防止を図る必要があります



児童相談所から

いじめが人権侵害であり、許されないことであるというメッセージを子どもたちに伝えてください。



青少年補導センターから

県内14の青少年補導センターにおいても、児童生徒の問題行動に関する相談を受け付けています。

徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・美馬市・阿波市
美馬西部・板野東部・板野西部・石井町・牟岐町・那賀町・みよし広域連合

◎主ないじめ相談機関

- 徳島県教育委員会学校政策課……………088-621-3143、3138
- 徳島県立総合教育センター特別支援課……………088-672-5200
 メール相談……………tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp
- 徳島県中央児童相談所……………088-622-2205
 子ども何でもダイヤル……………088-626-0874
- 徳島県南部児童相談所……………0884-22-7130
- 徳島県西部児童相談所……………0883-55-3323
- 徳島県警察本部少年サポートセンター
 ヤングテレホン……………088-625-8900
 いじめホットライン（24時間）……………088-623-7324
- 全国統一いじめ相談ダイヤル……………0570-0-78310(なやみ言おう)